

春日部市住民主体型介護予防事業費補助金 交付申請の手続き

- 【 １ 】 交 付 の 目 的
- 【 ２ 】 補 助 対 象 者
- 【 ３ 】 補 助 対 象 事 業
- 【 ４ 】 補 助 金 の 額
- 【 ５ 】 補 助 金 交 付 手 続 き の 流 れ

【１】交付の目的

日常生活を送る上で支援が必要な高齢者等を対象に、地域で支え合う介護予防・生活支援の体制づくりを推進するため、春日部市では、「住民主体型介護予防事業」に取り組む団体に対し、補助金を交付します。

これにより高齢者が地域で活躍できる仕組みをつくり、介護予防につながるように支援していくものであり、さらには、支え合いの地域づくりを目指します。

【２】補助対象者

補助対象者は、市民の主体的な互助活動を基本とし、当該事業の持続を念頭において取り組む団体とします。ただし、次に掲げる団体は、補助の対象者としません。

- ① 他の補助金の交付を受けている、または受ける予定のある団体
- ② 営利を目的とする活動を行うための団体
- ③ 宗教的または政治的活動を行うための団体
- ④ その他、市長が不適当と認めた団体

【３】補助対象事業

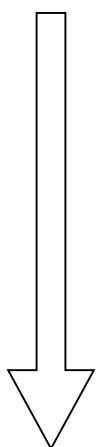
住民主体型生活支援	地域住民等が行う日常の困りごとに関する支援
《要件》 ① 市内在住の５人以上の団体 ② 支援区域、利用料、支援内容が明確であること ③ 主に高齢者を対象に支援が可能なもの	
住民主体型通所支援	地域住民が運営するもので、年間を通じて、定期的に行い、かつ介護予防に資する体操を実施
《要件》 ① おおむね週１回実施するもの ② １回の体操の所要時間がおおむね３０分以上であるもの ③ 虚弱な高齢者等でも十分実施できる内容であり、かつ身体機能の向上を目的とした体操であるもの ④ 要支援１・２の人や事業対象者を受け入れる体制が常時整っていること	

【 ４ 】 補 助 金 の 額

補助金額		年額上限 25,000 円（概算払い）	
対象となる経費		対象とならない経費	
報償費	講師謝礼など	● 飲食費 ● 親睦または慰労に関する経費 ● サービス提供に係る人件費等の直接経費	
需用費	消耗品、印刷費など		
役務費	通信費、保険料など		
使用料及び賃借料	光熱費、会場費など		
その他事業運営に必要と認められる経費			

【 5 】 補 助 金 交 付 手 続 きの 流 れ

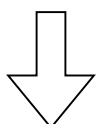
1 申 請 書 類 の 提 出



補助金の交付を受けようとする団体は、「春日部市住民主体型介護予防事業費補助金交付申請書（様式第1号）」とその他必要書類をそろえて春日部市役所介護保険課地域支援担当（第2別館2階）に提出してください。

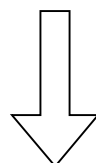
- 《添付書類》
- ①実施計画書（様式第2号）
 - ②（生活支援の場合）従事者名簿
（通所支援の場合）参加者名簿
 - ③収支予算書（様式第3号）
 - ④その他市長が必要と認める書類

2 申 請 書 類 の 確 認 ・ 審 査



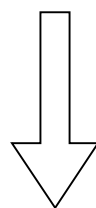
補助金の交付を受けようとする団体から提出された、申請書類の内容を審査します。

3 補 助 金 交 付 決 定 の 通 知



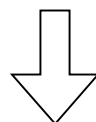
申請書類の内容が適当と認めたときは、補助金交付の決定を行い、「春日部市住民主体型介護予防事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）」を通知します。

4 補 助 金 の 請 求



補助金の交付決定通知を受けたら、「春日部市住民主体型介護予防事業費補助金概算払請求書（様式第5号）」を春日部市役所介護保険課地域支援担当（第2別館2階）に提出します。

5 補 助 金 の 交 付 （ 概 算 払 い ）

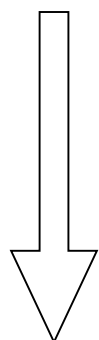


補助金の請求にもとづき、市から指定の口座に補助金決定額を振り込みます。

6 住 民 主 体 型 介 護 予 防 事 業 の 実 施

実施計画書に則った介護予防事業の運営をしてください。

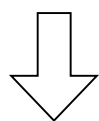
7 実績報告書類等の提出



会計年度終了後、速やかに「春日部市住民主体型介護予防事業費補助金実績報告書（様式第6号）」とその他必要書類をそろえて介護保険課地域支援担当（第2別館2階）に提出してください。

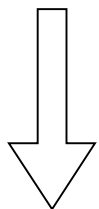
《添付書類》①実施報告書（様式第7号）
②収支決算書（様式第8号）
③その他市長が必要と認める書類

8 提出書類の確認・審査



補助金の確定を受けようとする団体から提出された、報告書類の内容を審査します。

9 補助金の確定



報告書類の内容が適当と認めたときは、補助金交付の確定を行い、「春日部市住民主体型介護予防事業費補助金確定通知書（様式第9号）」を通知します。

10 補助金の精算

概算払いした補助金に残額が生じたときは、市に返還し、精算します。